

令和7年度 併合講習

『玉掛け技能講習』と『クレーン運転業務特別教育』
開催のご案内

就業制限業務

つり上げ荷重 1t以上のクレーン等の玉掛け業務《労働安全衛生法 第61条、同法施行令 第20条》及びつり上げ荷重 5t未満のクレーン運転業務（移動式クレーン・デリックを除く）《労働安全衛生法 第59条 第3項・労働安全規則 第36条》は、「一定の資格を有する者でなければ、その業務に就かせてはならない」となっています。

（一社）日本クレーン協会 岐阜支部では岐阜労働局長の登録教習機関として、両方の資格を同時に取得することができる『併合講習』を次の要領により開催しますので、この機会に受講されますようご案内申し上げます。

講習期日・会場

〈定員 30名〉

	期 日		会 場	
1日目	学 科	10 月 27 日（月）	大垣市職業訓練センター	大垣市西大外羽 1-226-1 ☎ 0584-89-4976
2日目	学 科	10 月 28 日（火）		
3日目	学科・実技	10 月 29 日（水）	岐阜クレーン教習所	瑞穂市牛牧 671-1 ☎ 058-322-5820
4日目	実 技	10 月 30 日（木）		

※ クレーン教習所のナビ設定：ローソン瑞穂牛牧北店 ☎058-326-6979 の東側

講習会費

（免除科目の詳細につきましては、申込書をご確認ください。）

	免除科目なし	免除あり（1科目）	免除あり（2科目）
1名につき	37,000 円	36,000 円	35,000 円

※ クレーン協会岐阜支部会員の方は、講習会費のうち1,000円を補助いたします。

講習科目・時間

	時 間	法 定 時 間	休 憩 時 間 等	科 目
第1日目	8:30～9:30	1 時間	———	クレーン等に関する知識
	9:30～17:05	6 時間	休憩時間 50 分 昼食時間 45 分	クレーン等の玉掛けの方法
第2日目	8:30～11:50	3 時間	休憩時間 20 分	クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識
	11:50～12:40		昼食時間 50 分	———
	12:40～15:00	1 時間	休憩時間 20 分	クレーン等の玉掛けの方法
		1 時間		関係法令
	15:00～16:00	———	1 時間	玉掛けの学科試験
第3日目	16:00～17:05	1 時間	休憩時間 5 分	クレーンに関する知識
	8:30～14:05	4時間20分	昼食休憩等85分	クレーンに関する知識
				原動機及び電気に関する知識・関係法令
第4日目	14:05～17:15	3 時間		クレーンの運転の実技
	8:30～16:35	1 時間	昼食休憩等65分	クレーン等の運転のための合図
		6 時間		クレーン等の玉掛け
	16:35～17:45	———	———	玉掛けの実技試験

※ 都合により講習時間を一部変更する場合があります。

お申込みの方法

1 申込手続きをする（講習開始日の10日前までにお申込みください。）

- ・ 事前にお電話にて申込状況をご確認のうえお申込みください。
※ 定員になりましたら受付を締切ります。
- ・ 申込書に必要事項をご記載のうえ、FAX後【必要書類】を添え郵送にてお送りいただくか、窓口へお持ちください。
- ・ 免除科目申請をする場合は、保有資格証のコピーを必ず添付してください。

【必要書類】

1. 証明写真（30mm×24mm）

裏面に氏名を記入のうえ、申込書に貼り付けてください。

※ 無背景・無帽子・胸上で6ヶ月以内に撮影したもので、顔が明確に判別できるもの。（色眼鏡不可）

2. 資格証の写し

免除科目申請をされる方は、所有資格証の写しを添付してください。

3. 申し込み内容の変更・取消しについて

- ・ お申込み内容の変更は、1回限りとします。
- ・ 講習初日の3営業日前以降の取消しは、講習会費の払戻しは致しません。

2 講習会費の納入方法

- * 講習会費は、講習開催日の10日前までに、
一般社団法人日本クレーン協会岐阜支部の振込口座へ又は現金書留・現金入金をして下さい。
- * 一般社団法人大垣労働基準協会では、講習会費の取扱いをしておりません。

【振込口座】

岐阜信用金庫 穂積支店（普通預金）0282310

一般社団法人 日本クレーン協会岐阜支部

振込手数料は、振込者ご負担でお願いします。

3 受講票の確認

- ・ 申込書、必要書類を提出いただきましたら書類の確認後、受講票をお送りします。
- ・ 受講票に必要事項をご記入いただき講習日にご持参ください。

4 講習当日

- ・ 受講票の開催日時10分前までに、受講票に記載された持ち物をご持参のうえお越しください。
 - ・ 修了証は当日発行します。（受領確認のため、捺印をお願いしますので印鑑をご持参ください。）
 - ・ 当支部発行の資格証（修了証）をお持ちの方は、ご持参いただき返納してください。
- ※ 遅刻の場合は受講できません。

主 催

一般社団法人



日本クレーン協会 岐阜支部
岐阜クレーン教習所

〒 501-0234

岐阜県瑞穂市牛牧671-1

TEL 058-322-5820

FAX 058-322-5821

<http://crane-gifu.sakura.ne.jp>

受講申込書の送付先

一般社団法人

大垣労働基準協会

〒 503-0803

岐阜県大垣市小野4-35-10

（大垣市情報工房 4階）

TEL 0584-73-2272

FAX 0584-73-2257

【受付時間：9:00～16:30】 但し、土曜日・日曜日・祝祭日を除く

免 除 科 目 一 覧（技能講習のみ）

- ・ 免除申請された科目に応じて講習会費の一部を免除します。
- ・ 講習名と所有資格を確認して、免除科目を選択してください。

玉掛け技能講習		免 除 科 目
1.クレーン・デリック運転士免許取得者 2.移動式クレーン運転士免許取得者 3.床上操作式クレーン運転技能講習修了者 4.小型移動式クレーン運転技能講習修了者 5.（旧）クレーン運転士免許・デリック運転士免許取得者 ※ 平成18年3月以前に取得した者 6.揚貨装置運転士免許取得者		〈 力学 ・ 合図 〉 ・クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識 ・クレーン等の運転のための合図
特別教育を必要とする業務のうち、揚貨装置、クレーン、移動式クレーン、デリックの業務を6ヶ月以上従事した経験を有する者 （合図免除申請書必要）		〈 合図 〉 ・クレーン等の運転のための合図
併合講習（玉掛け技能講習とクレーン運転業務特別教育）		免 除 科 目
玉掛け技能講習に準ずる		〈 力学 ・ 合図 〉
玉掛け技能講習に準ずる		〈 合図 〉
床上操作式クレーン運転技能講習		免 除 科 目
1.玉掛け技能講習修了者 2.移動式クレーン運転士免許取得者 3.小型移動式クレーン運転技能講習修了者 4.揚貨装置運転士免許取得者 5.（旧）デリック運転士免許取得者 ※ 平成18年3月以前に取得した者		〈 力学 ・ 合図 〉 ・床上操作式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 ・床上操作式クレーンの運転のための合図
特別教育を必要とする業務のうち、揚貨装置、クレーン、移動式クレーン・デリック、玉掛けの業務を6ヶ月以上従事した経験を有する者 （合図免除申請書必要）		〈 合図 〉 ・床上操作式クレーンの運転のための合図
小型移動式クレーン運転技能講習		免 除 科 目
1.クレーン・デリック運転士免許取得者 2.床上操作式クレーン運転技能講習修了者 3.玉掛け技能講習修了者 4.揚貨装置運転士免許取得者 5.（旧）クレーン運転士免許・デリック運転士免許取得者 ※ ※ 平成18年3月以前に取得した者		〈 力学 ・ 合図 〉 ・小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 ・小型移動式クレーンの運転のための合図
1.建設機械施工技術検定1級合格者で実地試験においてショベル系建設機械操作施工法もしくは、基礎工事用建設機械操作施工法を選択した者、又は2級の技術検定で第2種もしくは第6種の種類に合格した者 2.車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習修了者		〈 原動機及び電気 〉 ・小型移動式クレーン運転技能講習に係る原動機及び電気に関する知識
特別教育を必要とする業務のうち、揚貨装置、クレーン、移動式クレーン、デリック、玉掛けの業務を6ヶ月以上従事した経験を有する者 （合図免除申請書必要）		〈 合図 〉 ・小型移動式クレーンの運転のための合図
高所作業車運転技能講習		免 除 科 目
12H	1.移動式クレーン運転士免許取得者	・原動機に関する知識 ・運転に必要な一般的事項に関する知識
コース	2.小型移動式クレーン運転技能講習修了者	
14H	1.建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条に規定する建設機械施工管理技術検定に合格した者 2.道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許若しくは大型特殊自動車免許又は同条第4項の大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許若しくは大型特殊自動車第二種免許を有する者 3.フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習、車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習、車両系建設機械(解体用)運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した者	・原動機に関する知識
コース		

玉掛け技能講習、併合講習、床上操作式クレーン運転技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習の受講にあたり「クレーン等の運転のための合図」の免除を受けようとする場合、以下の合図免除申請書により6ヶ月以上当該業務に従事していることを証明してください。

合図免除申請書

技能講習の合図免除申請については、クレーン特別教育等の資格取得後、6ヶ月以上当該業務に従事していることの**実務経験証明書**（本書）が必要です。

この枠内に、修了証のコピーを貼付け、以下に署名捺印のうえ申込書とあわせて提出してください。

特別教育等の資格証のコピーを貼付けてください。

※特別教育修了者で〈合図〉免除申請をする場合に合図免除申請書にご記入ください。

上記、講習申込み者の「特別教育修了証」（写し）は、原本に相違ないことを証明します。

講習申込み者は当事業所でクレーン等の運転の業務に6ヶ月以上従事したことを証明します。

実務経験証明日：令和 年 月 日

所 在 地

会 社 名

事業者氏名

印

〈力学〉・〈合図〉・〈原動機 及び 電気〉の科目免除申請をする場合

当該資格証（運転士免許証、技能講習修了証等）の写しのみ添付のこと

《事務局処理欄》

大 垣 開 催

講習受講申込書

確認

受講希望日	令和 年 月 日からの講習			写真 30mm×24mm 裏面中央に氏名明記 ※顔の周りに余白が 必要です。 ※ご自身で印刷した ものは不可です。	
講習名 受講を希望する 講習の欄にレを ご記入ください。	● 技能講習 及び 併合講習 (玉掛け技能講習とクレーン運転特別教育)				
	☐ 玉掛け技能講習				
	☐ 併合講習 (玉掛け技能講習とクレーン運転特別教育)				
☐ 小型移動式クレーン運転技能講習			学科会場：大垣市職業訓練センター 実技会場：日本クレーン協会岐阜支部		
ふりがな				生 年 月 日	受 講 番 号
氏 名				昭和 平成 年 月 日	
旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望 ※1 証明書が必要となります。	無 ・ 有	併記を希望する 旧姓又は通称			
現 住 所	〒□□□□-□□□□ (※ 外国籍の方は、在留カードのコピーを添付してください。)				
連 絡 先	固 定			携 帯	
事業場名 (会社名)				担 当 者 (部 署) (氏 名)	
所 在 地	〒□□□□-□□□□				
連 絡 先	電 話			F A X	
免 除 科 目 ※2 資格証の写し を提出 一部免除申請を される科目と、所 有資格の欄にレ をご記入ください。	● 講習科目の一部免除申請 (技能講習のみ) ※免除については別紙参照のこと				
	☐ 力 学		☐ 合 図		☐ 原動機及び電気
	● 所有資格				
	☐ 玉掛け技能講習		☐ クレーン・デリック運転士免許		
	☐ 床上操作式クレーン運転技能講習		☐ 移動式クレーン運転士免許		
	☐ 小型移動式クレーン運転技能講習		☐ 車両系建設機械 (基礎工事用) 運転技能講習		
	☐ クレーン運転業務特別教育		☐ その他		
講習会費 (テキスト代及び 消費税を含む) 内容をご確認の うえ、講習会費 のお支払い方法 をご記入ください。	講 習 名	免除なし	免除 (1科目)	免除 (2科目)	免除 (3科目)
	玉掛け技能講習	☐ 26,000円	☐ 25,000円	☐ 24,000円	-
	併合講習 (玉掛け技能とクレーン特別)	☐ 37,000円	☐ 36,000円	☐ 35,000円	-
	小型移動式クレーン運転技能講習	☐ 33,000円	☐ 32,000円	☐ 31,000円	☐ 30,000円
※ クレーン協会岐阜支部会員のの方は、講習会費のうち500円 (併合講習は1,000円) を補助いたします。					
上記受講者分の講習会費を下記のとおり支払います。 なお、講習初日の3営業日以前以降の講習会費は払い戻しされないことを了承いたします。 記載事項に虚偽があった場合、受講後に法律に基づく処罰があっても異議を申し立て致しません。					
令和 年 月 日					
講習会費		円	お支払い 方 法	☐ 振 込 ☐ 現金書留	月 日 予定 月 日 予定

記入が終わりましたらFAXにて送信していただき、写真を貼付けて郵送してください。(窓口への提出も可能)

《注意事項》

- 旧姓又は通称の併記をご希望の方は、旧姓等が記載された住民票等の証明書が必要となります。(旧姓等が記載された自動車運転免許証、マイナンバーカードも可)
- 一部免除申請資格証明書類 (免許証・修了証) のコピーを必ず添付してください。
- 必要事項をご記入いただきFAXを送信後、写真を貼付けて郵送してください。
- ご記入いただきました個人情報につきましては、当支部が責任を持って管理し講習の目的以外には使用しません。
また、ご本人の同意がない限り第三者には提供いたしません。ただし、法律に基づいた警察等の行政機関や司法機関からの要請があった場合を除きます。

郵送前に確認!!

① FAX送信しました。	☒
② 写真を貼付けました。	☐
③ 免除科目の修了証の 写しを同封しました。	☐

請 求 書

必 要 ・ 不 要

《事務局処理欄》

申 込 書
送 付 先一 般
社団法人

大垣労働基準協会

〒503-0803 岐阜県大垣市小野4丁目35-10

(大垣市情報工房4階)

TEL : 0584-73-2272 FAX : 0584-73-2257

https://www.ogakiroukikyo.com

一 般
社団法人

日本クレーン協会岐阜支部

〒501-0234 岐阜県瑞穂市牛牧671番地1

TEL : 058-322-5820 FAX : 058-322-5821

http://crane-gifu.sakura.ne.jp

(0701)